



平成 26 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名	株式会社シーマ
代表者名	代表取締役会長 白石 幸生 (J A S D A Q ・ コード 7 6 3 8)
問合せ先	取締役 管理本部長 松橋 英一
電 話	0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

「**ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）
に関するご説明（Q&A）」**について

当社は、平成26年8月22日付「**ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ**」（URL：<http://www.cima-ir.jp/>）において公表いたしましたとおり、当社を除く全ての株主を対象とした**ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）**（以下「**本件**」といい、本件により株主の皆様へ割り当てられた当社第3回新株予約権を、以下「**本新株予約権**」といいます。）を行うことを決議いたしました。

つきましては、当社の株主の皆様及び一般の投資家の皆様へ、本件についてより一層理解を深めていただくため、別紙のとおり、「**ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」**をご用意いたしましたので、お知らせいたします。

当社の株主の皆様及び一般の投資家の皆様におかれましては、本新株予約権に係る有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）（URL：<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）や上記「**ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ**」と併せて、別紙のQ&Aもご参照いただき、本件の内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

本件のお手続きに関する専用のお問合せ先
0120-627-127
（土・日・祝日を除く平日10：00～17：00）



別紙

ライツ・オフアリング

(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)

に関するご説明(Q&A)

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成 26 年8月 22 日付提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。)。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933 年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

目次

はじめに	2
1 基本的な仕組みについて知りたい	2
2 新株予約権の割当てについて知りたい	8
3 新株予約権の行使について知りたい	9
4 新株予約権の売買について知りたい	12
5 新株予約権の税務上の取扱いについて知りたい	13
6 大量保有報告書の提出義務について知りたい	15
7 スケジュールについて知りたい	17
8 本件の問合せについて	18

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。)。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

はじめに

当社は、平成26年8月22日開催の取締役会において、ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)を行うこと(以下「本件」といい、本件により株主の皆様へ割り当てられる当社第3回新株予約権を以下「本新株予約権」といいます。)を決議し、同日付で公表いたしました。

ライツ・オファリングは、当社以外の全ての株主の皆様に対して新株予約権を無償で割り当て、その行使に応じて資金調達する資金調達手法です。

新株予約権の割当てを受けた株主の皆様は、その権利を行使し、行使価額(新株予約権の行使に際して払込みを要する当社普通株式1株当たりの金額をいいます。以下同様とします。)の払込みをすることによって、当社普通株式を取得することができます。

また、本新株予約権は東京証券取引所に上場される予定です。従いまして、本新株予約権の無償割当てを受けた株主の方がその行使を希望しない場合であっても、本新株予約権を東京証券取引所で売却し、売却代金を得る機会が与えられることとなります。また、本新株予約権の無償割当てを受ける株主様を確定するための日(本件では、平成26年9月2日(火)となります。以下同様とし、「株主確定日」といいます。)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主ではなく、本新株予約権の無償割当てを受けなかった一般の投資家の皆様におかれましても、東京証券取引所を通じて本新株予約権を取得すれば、その権利を行使し、行使価額の払込みをすることによって、当社普通株式を取得することができます。

当社といたしましては、なるべく多くの株主の皆様、その他一般の投資家の皆様に、本新株予約権及び当社の内容をご理解いただき、本新株予約権の行使を選択していただきたいと考えております。当社の株主の皆様及び一般の投資家の皆様におかれましては、平成26年8月22日付で公表いたしました「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ」(<http://www.cima-ir.jp/>)及び同日付で関東財務局長宛に提出いたしました有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)と併せて、本Q&Aをご参照いただき、十分にご理解を深めていただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

1 基本的な仕組みについて知りたい

1-1. ライツ・オファリングとはなにか

ライツ・オファリングとは、新株予約権をある時点の全ての株主を対象に無償で割り当て、当該新株予約権を行使していただくことにより発行会社が必要な資金を調達する資金調達手法で、株主割当増資の一種です。

本件におきましては、株主確定日時点の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様(当社を除きます。)が保有する当社普通株式1株に対して、特段のお手続きをお取りいただくことなく、かつ無償で1個の新株予約権が割り当てられ、1個の本新株予約権の行使により1株の当社普通株式が交付されます。よって、行使期間内に本新株予約権を行使し、行使価額として金銭の払込みを行った株主様には、上記の割合に応じて当社普通株式が交付

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されていません。)。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

されます。なお、本新株予約権は東京証券取引所に上場する予定ですので、本新株予約権の行使を希望されない株主様は、本新株予約権の上場期間中、本新株予約権を東京証券取引所で売却することも可能です。

1-2. ライツ・オフリングとは、公募増資や第三者割当等とどのように異なるか

ライツ・オフリングは、既存株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて、既存株主の皆様に対して新株予約権が割り当てられる点が特徴であり、一般的な公募増資や第三者割当増資と比較して、既存株主の皆様の持株比率の維持がしやすいものと理解しております。

また、(株式の)株主割当増資や非上場型の新株予約権の無償割当てと比較して、割り当てられた新株予約権が証券取引所において上場される点が特徴です。

(株式の)株主割当増資では、株式を引き受ける権利の第三者への譲渡が基本的に認められず、また、非上場型の新株予約権の無償割当てでは、割り当てられた新株予約権の売却の機会が実質的には限られるため、株式を引き受ける権利を与えられた又は新株予約権が割り当てられた株主はそれを行行使するか失権(新株予約権が行使期間満了までに行使されず、消滅すること)させるかの二択を迫られることとなります。

この点、ライツ・オフリングでは、新株予約権は証券取引所において上場され、市場取引等による売却の選択肢が新株予約権者に付与されているため、新株予約権の行使を望まない場合は、新株予約権を市場取引等により売却しその対価を得ることができ、既存株主の皆様の持株比率に応じた経済的利益を保持しやすいものと理解しております。

なお、併せて下記「1-11. 本新株予約権の行使により当社普通株式が増加した場合、株式価値の希薄化が生じるのではないか」をご参照ください。

1-3 ノンコミットメント型とコミットメント型の違いはなにか

発行会社が権利行使期間満了後に未行使の新株予約権を、引受契約を締結した証券会社に譲渡し、その証券会社はその新株予約権の全てを、自ら行使するか第三者に行行使させる設計のライツ・オフリングを一般にコミットメント型といい、行使期間内に行使されなかった新株予約権については、そのまま失権(消滅)する設計のライツ・オフリングを、一般にノンコミットメント型といいます。

本件はノンコミットメント型のライツ・オフリングに該当します。

1-4. 新株予約権とは何か教えてほしい

新株予約権とは、その権利を保有する者(新株予約権者)が、行使期間内において行使価額を払い込むことにより、発行会社から、行使した新株予約権の数に応じた新株式の発行又は自己株式の交付を受けることができる権利のことをいいます。

本新株予約権の内容等の詳細につきましては、当社の平成26年8月22日付で公表いたしました「ライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ」(URL:<http://www.cima-ir.jp/>)をご参照ください。

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。)。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

1-5. 本新株予約権の上場概要について教えてほしい

株主確定日の翌営業日である平成26年9月3日(水)から、本新株予約権は東京証券取引所に上場される予定であり、上場期間中は、通常の上場株式と同様に、お取引先の証券会社等(本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様とします。)を通じ、市場取引をしていただくことが可能となります。かかる上場により、本新株予約権の割当てを受けたものの、本新株予約権の行使を希望されない株主様においても、市場取引等を通じて本新株予約権を売却し、その売却代金を得ることが可能となります。一方で、市場取引等を通じて本新株予約権を取得した一般の投資家の皆様が本新株予約権の行使を行い、行使価額を当社に払い込む可能性も見込まれることから、当社として資金調達の確実性を高める狙いもあります。

なお、本新株予約権の上場廃止日は平成26年10月27日(月)を予定しておりますが、後日東京証券取引所から正式な日程の発表がなされる予定です。

また、同市場における売買最終日は、上場廃止日の前営業日(平成26年10月24日(金))となりますが、売買の取次についての詳細は、必ずご自身で、お取引先の証券会社等にお問い合わせください。

本新株予約権の売買に際しての具体的なお手続きの内容については、下記「4.新株予約権の売買について知りたい」をご参照ください。

1-6. 本新株予約権の割当てを受けた後はどうすればよいか

本新株予約権の割当てを受けた場合、①本新株予約権を行使して当社普通株式を取得するか、②本新株予約権を売却して売却代金を得るかという2つの選択肢が考えられます。

- ① 本新株予約権を行使して当社普通株式を取得する場合は、行使価額を払い込むことにより、当社普通株式が交付されます。なお、当社普通株式1株を取得するためには、本新株予約権1個を行使し、行使価額として10円をお支払いいただく必要がありますので、十分にご注意ください。
- ② 本新株予約権を売却して売却代金を得る場合、本新株予約権の市場等における約定価格から売買手数料等を差し引いた金額を得ることができます(本新株予約権の売却に伴って、当社普通株式を取得する権利は失われます)。

本新株予約権の行使又は売却に際しての具体的なお手続きの内容については、下記「3.新株予約権の行使について知りたい」又は「4.新株予約権の売買について知りたい」をご参照ください。

上記①又は②の何れかの手続きを各期日までに実施しない場合、本新株予約権が失権することとなります。一方、行使期間中に行使された本新株予約権については、本新株予約権1個当たり当社普通株式1株が割り当てられます。従いまして、本新株予約権が割り当てられた株主が①及び②のいずれも行わない場合は、株式価値の希薄化により生じる経済的な不利益の全部又は一部を被る可能性がございますので、ご注意ください。

なお、当社は本新株予約権に関して何らの投資判断のアドバイスをすることはできませんので、株主の皆様におかれましては、平成26年8月22日付で公表いたしました「ライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権に無償割当て)に関するお知らせ」

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておられません。)。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

(<http://www.cima-ir.jp/>)、及びEDINET(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)にて縦覧されている当社の平成26年8月22日付提出の「有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)」等をご参照の上(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されません。)、ご自身の責任において、本新株予約権に係る投資判断を行ってください。

1-7. 単元未満株式を保有する株主にはどのような選択肢があるのかを教えてください

ライツ・オファリングでは、当社の単元株式数である100株に満たない当社普通株式に対しても、1株の当社普通株式に対して1個の本新株予約権が割り当てられます。本新株予約権の行使は1個単位から可能ですので、本新株予約権を行使することにより当社普通株式を取得することができます。

なお、当社普通株式の単元株式数は100株単位であり、また、本新株予約権の売買単位は100個となりますので、行使または売却を行う本新株予約権の個数については注意を必要がございます。併せて、下記「3.新株予約権の行使について知りたい」をご参照ください。

1-8. 本新株予約権の行使価額の設定理由について教えてください

上記「1-6. ①」の行使価額(1株(本新株予約権1個)当たり10円)の設定に際しては、最近の当社の株価動向並びに既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性(株主の皆様により多くの本新株予約権を行使していただけるように当社普通株式の時価を下回る行使価額を設定しております。)等を勘案しております。詳細につきましては、平成26年8月22日付で公表いたしました「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ」(<http://www.cima-ir.jp/>)にございます「6. 発行条件の合理性」をご参照ください。

なお、当社が当社普通株式1株当たりの株式価値を10円と考えているわけではない点にはご注意ください。

1-9. 本新株予約権の割当てに伴う当社普通株式の権利落ちについて教えてください

本新株予約権の無償割当てに伴い、平成26年8月29日(金)時点の株主様が保有する当社普通株式の株価につきましては、権利(本新株予約権の割当てを受ける権利)落ちが反映される見込みです。従いまして、平成26年8月29日(金)以降(同日を含みます。)、当社普通株式をお買付けいただいても、当該普通株式については当該権利が付与されていないことから、当社普通株式の株価は、当該権利落ちを反映して下落することが想定されます。

ご参考までに、東京証券取引所の「呼値の制限値幅に関する規則」では、権利落ち日の基準値段は{(権利付最終値+新株予約権の行使に際して払い込む金額)÷(1+株式1株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数)}で計算することとされております。本新株予約権については、「新株予約権の行使に際して払い込む金額」は10円、「株式1株に対して割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数」は1株となりますので、権利落ち日の基準値段は(権利付最終値+10円)÷2で計算することとなります。

なお、上記権利落ち日の基準値段は、新株予約権が全て権利行使されて発行される株数を前提として計算した理論値であり、実際の市場価格が上記基準値段と同一になることを保

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。)。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

証するものではありませんので、ご注意ください。

1-10.ライツ・オフリング実施に伴う当社普通株式の取扱いに関して教えてください

当社普通株式につきましては、各証券会社等において従来どおりお取引をすることができません。

なお、本Q&Aにおいて言及される本新株予約権の市場における売買可能予定期間(平成26年9月3日(水)から平成26年10月24日(金)まで)及び本新株予約権に係る権利の行使期間(平成26年10月6日(月)から平成26年10月31日(金)まで)は、本新株予約権に関する事項であり、当社普通株式に関する事項ではございませんのでご注意ください。

1-11.本新株予約権の行使により当社普通株式が増加した場合、株式価値の希薄化が生じるのではないかと

本新株予約権は、株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて割り当てられるため、割り当てられた本新株予約権を全て行使した場合には、当該株主様が保有する持分の希薄化は基本的に生じないものと考えております。

また、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場等で売却することにより、持分の希薄化により生じる経済的な不利益の全部又は一部を補う機会が得られるようになっております。なお、本新株予約権の売却金額は本新株予約権の市場価格等に左右されますのでご注意ください。

1-12.当社の上位株主は本新株予約権を行使するのか教えてください

当社の第2位株主であり代表取締役会長でもある白石幸生氏及び第4位株主であり取締役社長でもある白石勝代氏に割当てられた本新株予約権の権利行使等の予定については、平成26年8月22日時点において下記の意向がある旨の説明を受けております。なお、具体的な方針につきましては、今後当社にて確認ができ次第、速やかに開示いたします。

- ・同氏らは、手許資金並びに金融機関等からの借入により調達した資金をもって、かかる調達金額にも依拠するものの、基本的に本新株予約権の過半数は行使する。
- ・残りの本新株予約権に関しては、当社を支援頂ける投資家に対して市場外取引により売却、又は、本新株予約権の価格に影響を与えない範囲内で市場内取引によって売却する。

他方、当社の筆頭株主である株式会社ホワイトストーン(代表者:代表取締役 白石幸栄、住所:東京都渋谷区上原)及び第3位株主である白石幸栄氏の本新株予約権の権利行使等の予定については、現時点において確認をしておらず、今後当社にて確認が出来た場合には、速やかに開示いたします

本件につきましては併せて平成26年8月22日付「ライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ」(URL:<http://www.cima-ir.jp/>)の「9. 上位株主による本新株予約権の行使又は売却等に関する意向について」をご参照ください。

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。)。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

1-13. 当社普通株式の「るいとう」や「ミニ株」の取扱いはどうなるのか

株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いにつきましては、お取引先の証券会社等にお問合せください。

1-14. 信用取引の処理(権利処理、現引禁止の扱い等)について説明してほしい

現行の制度では、原則として、信用取引で買建ている普通株式につきましては、お客様の名義にならないことから、お客様が本新株予約権の無償割当てを受けることはできません。信用取引に係る各種取扱いの詳細については、お取引先の証券会社等へお問合せください。

1-15. 外国居住株主の皆様について、割当て、行使、売買について制約があるのか

当社の株主様のうち、外国居住者又は日本法以外の法を設立準拠法とする会社である株主様(以下「外国居住株主」といいます。)につきましても、本新株予約権の割当てはなされ、原則として本新株予約権の売買は可能となりますが、本新株予約権の行使は、以下(※)にございます例外的措置を除き、制限させていただくこととなります。

当該制限の趣旨につきましては、主として、外国の当局に対する登録等の手続に係るコスト負担を回避する目的でございます(詳細につきましては、当社が平成26年8月22日付で公表いたしました「ライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ」(URL:<http://www.cima-ir.jp/>)の「10. 各株主様のお取引について」をご参照ください。)。一方、本新株予約権の市場等での売却につきましては制限を設けておらず、希薄化により生じる不利益の全部又は一部を本新株予約権の売却益によって補う機会は設けております。本新株予約権の売却については下記「4.本新株予約権の売買について」をご参照ください。

但し、上記のとおりのお社の意向にかかわらず、外国居住株主の皆様に対する各国の適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について何らかの制約がある可能性がございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令について、弁護士等にお問合わせください。

※例外的措置

本新株予約権の行使請求取次の依頼日(各証券会社が行使請求に要する事項の通知を本新株予約権の発行要項(発行要項の詳細については、当社が平成26年8月22日付で公表した「ライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ」(URL:<http://www.cima-ir.jp/>)をご参照ください。以下同様です。)記載の行使請求受付場所に行く日とします。)から7営業日前までに、当該権利行使に係る株主様(実質的に当該新株予約権の行使の権限を有する者)が、本新株予約権の行使に関して当該株主様に適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられる者ではない旨を証する資料及び別途当社が指定する資料を当社に提供いただき、かつ当社にて当該事項が証明された旨を確認できた場合は、当該株主様につきましては、外国居住者であるか否かにかかわらず本新株予約権の行使を認めさせていただく場合がございます。その場合には、当社よりその旨書面にて通知致しますので、その後に証券会社様を通じて本新株予約権の行使請求を行っていただくこととなります。

例外的措置を希望する外国居住株主の皆様につきましては、まずは事前に当社の問合

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。)。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

せ先(電話番号:03-3567-8098)までお電話でご相談ください。

2 新株予約権の割当てについて知りたい

2-1. 本新株予約権の割当てを受けるための手続きを教えてください

本新株予約権は、株主確定日である平成26年9月2日(火)の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の全ての株主様に、特段のお手続きをお取りいただくことなく、かつ無償(本新株予約権の割当てを受けるためには代金をお支払いいただく必要はありません。)で割り当てられます。

当該株主様におかれましては、特段のお手続きをお取りいただくことなく、株主確定日の翌営業日である平成26年9月3日(水)に、本新株予約権が割り当てられます。

2-2. 保有株式に対して何個の新株予約権が割り当てられるのか教えてください

新株予約権の株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様は、保有する当社普通株式数と同数の本新株予約権が割り当てられることとなります。

2-3. 新株予約権証券は発行されるのか。また、新株予約権の割当てを受けた事実はどのようにして確認が可能か

本新株予約権は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。)の適用を受ける振替新株予約権であり、株式会社証券保管振替機構によって電磁的に記録されます。従いまして、本件において新株予約権証券その他券面は発行されません。本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様は、お取引先の証券会社等における預かり残高の記録等を以てご確認いただくこととなります。

当社としては、通常、株主確定日の翌営業日である平成26年9月3日(水)に、株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主様のお取引先の証券口座に、本新株予約権の預かり残高が記録されるものと理解しております。詳しくは、お取引先の証券会社等にお問合せください。

2-4. 本新株予約権の割当てを証する書面は「いつ」「どこに」送付されるのか

株主確定日である平成26年9月2日(火)における最終の株主名簿に記載又は記録された各株主様に対しては、お取引先の証券会社等に登録されている住所を送付先として、平成26年9月19日(金)頃を目途に本新株予約権に係る株主割当通知書が送付されます。

但し、本新株予約権の売買につきましては、株主割当通知書を受領する前から可能であり、本新株予約権の上場日である平成26年9月3日(水)からお取引が可能で、本新株予約権の売買を希望される株主の皆様及び一般の投資家の皆様は、ご自身でお取引先の証券会社等へお問合せください。

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておられません。)。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

2-5. 特別口座に記録された本新株予約権の手続きについて教えてほしい

特別口座(※)(みずほ信託銀行株式会社)に記録された本新株予約権については、当該口座内においてその行使又は売却をすることができません。当該新株予約権の行使又は売却をご希望される場合には、本新株予約権を割り当てられた株主の皆様のお取引先の証券会社等の口座へ本新株予約権を振り替えた後にお手続きを行っていただくこととなりますので、お早めにみずほ信託銀行株式会社までお問合せください。

※「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、証券保管振替機構(ほふり)に預託していない株券を、株主の権利を保全する(守る)ために、株券の発行会社が信託銀行等の金融機関(一般的には株主名簿管理人)に開設する口座です。従いまして、証券会社等が譲渡損益等を計算した「年間取引報告書」を作成し、株主の皆様が簡易に納税申告をおこなうことができるようにすることを目的とする制度(特定口座制度)による「特定口座」ではございませんのでご注意ください。

2-6. 自己株式には本新株予約権は割り当てられるのか

会社法第278条第2項の規定により、当社が保有する自己株式には本新株予約権は割り当てられません。

3 新株予約権の行使について知りたい

3-1. 本新株予約権を行使するとどうなるのか教えてほしい

本新株予約権の目的となる当社普通株式の数は、本新株予約権1個につき1株となっております。よって、本新株予約権を行使し、行使価額(1株当たり10円(本新株予約権1個当たり10円))を(お取引先の証券会社等が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて)払い込んでいただくことで、行使した本新株予約権の個数と同数の当社普通株式を取得することができます。

但し、当社普通株式の単元株式数は100株であり、100の倍数以外の個数の本新株予約権について行使を行い、行使価額を払い込んでいただいた場合は、その行使により取得できる株式の数の全部又は一部が100株未満となるため、結果として単元未満株式を取得することになります。単元未満株式は、議決権など、当社普通株式に係る権利の一部が制限され、かつ市場を通じて売却することもできませんのでご注意ください(なお、市場外における本新株予約権の売買については売買単位による制約はないものと理解しております。)

3-2. 本新株予約権を行使する際の手続きを教えてください

本新株予約権を有する皆様(以下「本新株予約権者」といいます。)が保有する本新株予約権を行使する場合は、原則として当該新株予約権の預託先であるお取引先の証券会社等を通じて行っていただきます。

具体的な行使手続きにつきましては、証券会社等によって異なる可能性がございますので、まずは本新株予約権者様ご自身でお取引先の証券会社等にお問合せください。

証券会社等によっては、書面(振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書。なお、証券会

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。)。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

社等によって名称が異なる場合があります。)による方法のほか、電子的方法(パソコン等)、又はコールセンターにて受付けている場合がございます。

なお、以下は、書面(振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書)で行使請求を受付けている証券会社等における一般的な手続き方法となりますので、ご参照ください。

(1) 振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書の提出

振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書については以下の方法にて入手が可能です。

- ① 株主確定日である平成26年9月2日(火)の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主様には、平成26年9月19日(金)頃を目途に、各株主様が証券会社等に登録しております住所に郵便にて送付いたします。
- ② 当社IRサイトからのダウンロードによる入手が可能です。
(<http://www.cima-ir.jp/>)
- ③ お取引先の証券会社等にお問合せの上、入手いただくことも可能です。

振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書に、必要記載事項を記入し、ご捺印の上、お取引先の証券会社等に対してご提出ください。なお、発行要項記載の行使請求受付場所(みずほ信託銀行株式会社 証券代行部)では、本新株予約権者の皆様から直接行使請求を受付けることはできませんので、ご注意ください。

(2) 行使価額のお支払い

お取引先の証券会社等に、権利行使を希望される本新株予約権の行使価額及び行使に係る手数料(証券会社等によって異なりますので、ご自身でお取引先の証券会社等にお問合せください。)をお支払いください。

(3) 株式の新規記録

原則として、上記「(1)振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書の提出」及び「(2)行使価額のお支払い」をお取引先の証券会社等に対して行っていただいた日の翌営業日から起算して4営業日目の日において、本新株予約権の行使によって取得された当社普通株式が、行使を行った本新株予約権者の皆様の証券口座に新規記録されます。但し、証券会社等によっては起算日が異なる場合がありますので、必ず本新株予約権者様ご自身でお取引先の証券会社等へお問合せください。

外国居住株主の皆様については、一定の場合に本新株予約権の行使が制限されますので、行使手続きに際しては所定の行使請求取次依頼書の様式をご利用いただくこととなります。外国居住株主の皆様においては、上記「1-15. 外国居住株主の皆様について、割当て、行使、売買について制約があるのか」をご参照ください。

3-3. 本新株予約権の行使が可能な期間はいつからいつまでか

本新株予約権の行使期間は、平成26年10月6日(月)から同年10月30日(木)までです(本新株予約権の発行要項上、同年10月31日(金)までが行使期間ではありますが、証券会社等にて権利行使の取次業務を行う日を基準にすると、実務上、本新株予約権の行使を請求できる期間は、同年10月30日(木)の営業時間内までとなります。)。また、各証券会社等が行使請求の取次を受付ける期間については、証券会社等によって異なる可能性がありますので、ご注意ください。

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。)。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

なお、本新株予約権の行使手続きを完了させるためには、原則として、平成26年10月30日(木)の営業時間内までに、振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書等が証券会社等に到着し(証券会社等によっては、行使請求の取次の受付について、書面(振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書)のほか、電子的方法(インターネット等)、又はコールセンターにて受付している場合がございますので本新株予約権者様ご自身にてご確認ください。)、受理がなされ、かつ、証券会社等にて行使価額の払込みの完了を確認することが要されますのでご注意ください。

3-4. 単元未満株式にも新株予約権は割り当てられるのか

単元未満株式につきましても本新株予約権は割り当てられます。なお、単元未満株式を保有している株主様は、当社に対して、単元未満株式の買取り(100株に満たない株式を当社が買取ることを請求することが可能です。当該制度の利用につき、ご希望がございましたら、必ず株主様ご自身でお取引先の証券会社等までお問合わせください。

3-5. 保有する複数の本新株予約権(例えば1,000個)のうちの一部(例えば500個)だけを行使することは可能か

本新株予約権の行使は1個単位から可能となっておりますので、複数個の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを1個単位で行使することは可能です。従いまして、例えば、1,000個の本新株予約権を保有する本新株予約権者の皆様が、そのうち500個のみを行使し、残りの500個は市場等で売却することなども可能です。

但し、当社普通株式の単元株式数は100株であり、100の倍数以外の個数の本新株予約権について行使を行い、行使価額を払い込んでいただいた場合は、その行使により取得できる株式の数の全部又は一部が100株未満となるため、結果として単元未満株式を取得することになります。単元未満株式は、議決権など、当社普通株式に係る権利の一部が制限され、かつ市場を通じて売却することもできませんので、ご注意ください(なお、市場外での売買については売買単位による制約はないものと理解しております。))。

3-6. 保有する複数の本新株予約権1個のうちの一部(例えば0.5個)だけを行使することは可能か

本新株予約権の発行要項第5項(6)において、「各本新株予約権の一部行使はできない」旨が規定されており、1個の本新株予約権の一部(例えば0.5個の本新株予約権)のみを行使することはできません。

3-7. 本新株予約権を行使した場合、実際に株式を取得できるのはいつになるのか教えてほしい

原則として、お取引先の証券会社等にて、本新株予約権の権利行使の振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書の受理(※)及び行使価額の払込みの完了が確認できた日の翌営業日から起算して4営業日目(お取引先の証券会社等が、発行要項記載の行使請求受付場所に対して本新株予約権の行使請求の取次を行った日から3営業日目)の日に、当社普通株式について、各本新株予約権者の皆様の証券口座に、行使によって取得された当社普通株式の預かり残高が記録され、売買が可能となるものと理解しております。但し、お取引

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておられません。)。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

先の証券会社等によって手続きが異なる場合がありますので、必ず本新株予約権者様ご自身でお取引先の証券会社等へお問合せください。

※ 証券会社等によっては、行使請求の取次の受け付けについて、書面（振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書）のほか、電子的方法（インターネット等）、又はコールセンターにて受け付けている場合がございますので、本新株予約権者様ご自身にてご確認ください。

3-8. 本新株予約権の行使により生じる費用について教えてほしい

本新株予約権の行使により生じる費用はお取引先の証券会社等によって異なりますので、本新株予約権者様ご自身でお取引先の証券会社等にお問合せください。

4 新株予約権の売買について知りたい

4-1. 本新株予約権の売買を市場で行う場合の手続きを教えてください

本新株予約権は東京証券取引所に上場することが予定されています。従いまして、本新株予約権は、基本的には通常の上場株式と同様に市場等で売買を行っていただくことが可能であると理解しております。但し、証券会社等によっては、取扱いの状況が異なる場合がございますので、お取引に先立ちましては、必ず株主様又は投資家様ご自身でお取引先の証券会社等にお問合せください。

なお、本新株予約権の買付けの取次を行う証券会社につきましては、当社IRサイト（<http://www.cima-ir.jp/>）にて公表する予定でございますので、併せてご参照ください。

4-2. 本新株予約権の市場での売買はいつからいつまで可能なのか

本新株予約権は、平成26年9月3日（水）から東京証券取引所にて上場を予定しており、原則として同日から売買が可能となります。他方、上場期間の最終日は、平成26年10月24日（金）（※）となる予定ですので、原則として同日まで売買が可能となります。

但し、証券会社等によっては売買注文の受付期間が異なる場合がございますので、必ず本新株予約権者様又は投資家様ご自身でお取引先の証券会社等にお問合せください。

※ 上場期間の最終日につきましては、後日東京証券取引所から正式な日程の発表がなされ、当社でもプレスリリースにて公表をする予定ですので、改めて当該プレスリリースをご確認ください。

4-3. 本新株予約権の市場における売買単位と売買金額について教えてください

本新株予約権の市場における売買単位は、当社普通株式と同様、100個単位となります（なお、市場外での売買については売買単位による制約はないものと理解しております。）。売買金額については、本新株予約権の市場等における約定価格から売買手数料等を差し引いた金額となります。

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます（なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておられません。）。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含む）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

4-4. 本新株予約権を市場で売却した場合、代金はいつ手に入るのか

本新株予約権の売却代金は、約定日の3営業日後に各本新株予約権者の皆様のお取引先の証券会社等における口座に入金されます。但し、本新株予約権の売却につきましては、証券会社等によって取扱いが異なる場合がありますので、必ず本新株予約権者様ご自身でお取引先の証券会社等にお問合せください。

4-5. 本新株予約権の市場での売買により生じる費用について教えてほしい

本新株予約権の市場等での売買に際しては、お取引先の証券会社等に支払う売買手数料が発生します。具体的な手数料の金額については、必ず本新株予約権者様又は投資家様ご自身でお取引先の証券会社等にお問合せください。

4-6. 本新株予約権を市場取引で取得した場合、行使までの手続きはどうなるのか

市場で取得した本新株予約権は約定日から3営業日後に受渡しとなります。かかる本新株予約権の行使に関する手続きは、当初割り当てられた本新株予約権の行使と同様ですので、上記「3-2. 本新株予約権を行使する際の手続きを教えてください」をご参照ください（なお、かかる本新株予約権の行使は、受渡し後に行うことになる点にご留意ください。）。但し、証券会社等によって手続きが異なる場合がありますので、必ず本新株予約権者様又は投資家様ご自身でお取引先の証券会社等にお問合せください。

4-7. 外国居住者による本新株予約権の売買に制限はあるか

本新株予約権は、市場等を通じて売買することが可能ですが、外国居住の株主様に対する適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について制約がある可能性がございます。外国居住の株主様によるお取引或いは国内居住の株主様が外国居住の株主様へ相対取引にて売却する場合には、それぞれに適用される法令の弁護士等にお問合せください。また、外国居住の株主様によるお取引については上記「1-15. 外国居住株主の皆様について、割当て、行使、売買について制約があるのか」を併せてご確認ください。

4-8. 本新株予約権の買付けに公開買付規制の適用はあるか

本新株予約権につきましては、市場を通さずに本新株予約権者から、相対取引にてお買付けいただくことも可能です。但し、当該方法により買付けを行う場合につきましては、買付けの期間、買付けの相手先の人数、買付ける本新株予約権の個数によっては、金融商品取引法第27条の2第1項各号の何れかに該当し、公開買付けの手続きが必要となる可能性もございますので、ご注意ください。詳細につきましては、必ず株主様又は投資家様ご自身にて個別に弁護士等にお問合わせください。

5 新株予約権の税務上の取扱いについて知りたい

本項目では、本新株予約権の税務上の取扱い等のうち、個人に関するものについての当社の考え

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます（なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。）。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含む）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

をお示いたします。

但し、個人及び法人とも、株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、株主様又は本新株予約権者様ご自身の責任におきまして、税理士等の専門家及びお取引先の証券会社等にご確認くださいませようお願いいたします。

また、外国居住者の皆様に対する適用法令上、本新株予約権に係る税務上の取扱いが異なる可能性がございますので、各外国居住者の皆様においては、それぞれに適用される法令の弁護士又は税理士等にお問合せください。

5-1. 本新株予約権の売却額は課税対象となるのか

当社といたしましては、本新株予約権の無償割当てによる本新株予約権の取得価額は原則、0円であり、譲渡価額から譲渡に要した費用(消費税等を含みます。)を差し引いた金額が譲渡益として課税対象となると理解しております。また、市場等での売買により取得した本新株予約権の取得価額は、取得に要した費用(売買手数料等を含みます。)であり、譲渡価額から取得価額と譲渡に要した費用(消費税等を含みます。)を差し引いた金額が譲渡益として課税対象になると理解しております。

- * 1 譲渡益に対する税率は、20%(所得税15%、住民税5%)になります。また、平成49年12月31日までの間は、所得税額に対し2.1%の復興特別所得税が別途課税されます。お取引の際には、本新株予約権者様ご自身で税理士等の専門家又はお取引先の証券会社等にお問い合わせください。
- * 2 少額投資非課税制度(NISA)における、NISA口座によるお取引につきましては、非課税投資額内でのお取引から生じた利益は非課税になるものと理解しております。お取引の際には、本新株予約権者様ご自身で税理士等の専門家又はお取引先の証券会社等にお問い合わせください。また、下記「5-4. 本新株予約権は少額投資非課税制度(NISA)によるNISA口座で取引可能か」も併せてご確認ください。

5-2. 本新株予約権を売却した場合は、確定申告が必要なのか

一般口座でのお取引となった場合、又は特定口座でのお取引であっても源泉徴収を選択しないこととした場合は、確定申告が必要となる場合があると理解しております。各本新株予約権者の皆様が開設している証券口座の種別(一般口座か特定口座か)については、お取引先の証券会社等へお問合せください。

5-3. 本新株予約権は特定口座の扱いとなるのか一般口座の扱いとなるのか

本新株予約権者の皆様が保有している当社普通株式が、特定口座と一般口座の何れかで管理されているかにかかわらず、本新株予約権は特定口座に受け入れることができます。また、本新株予約権を市場の売買により取得する場合、本新株予約権は特定口座に受け入れることができます。さらに、特定口座で管理する本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、その行使の時にその交付される普通株式の全てを特定口座に受け入れる場合には、その特定口座に受け入れることができます。

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。)。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

但し、お取引先の証券会社等によっては取扱いが異なる場合がありますので、必ず本新株予約権者様ご自身でお取引先の証券会社等へお問合せください。

5-4. 本新株予約権は少額投資非課税制度(NISA)によるNISA口座で取引可能か

株主様又は投資家様が、①株主確定日である平成26年9月2日(火)の最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式をNISA口座内で保有する場合に割り当てられた本新株予約権、②NISA口座において新たに買付けた本新株予約権につきましては、NISA口座内で売買のお取引ができるものと理解しております。

一方、株主様又は投資家様が、①株主確定日である平成26年9月2日(火)の最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式をNISA口座以外で保有する場合に割り当てられた本新株予約権、②NISA口座以外の口座において新たに買付けた本新株予約権につきましては、NISA口座に移すことはできないものと理解しております。

但し、お取引先の証券会社等によっては取扱いが異なる場合がありますので、必ず株主様又は投資家様ご自身でお取引先の証券会社等へお問合せください。

5-5. 本新株予約権の行使により新たに取得した当社普通株式の取得価額はいくらになるのか

本新株予約権の取得方法に応じ次のとおりとなります。

① 本新株予約権の無償割当てにより取得した本新株予約権の行使による場合

「権利行使による1株当たりの払込金額」×「権利行使により取得した株式数」により算出した額になります。

② 市場等の売買により取得した本新株予約権の行使による場合

「権利行使による1株当たりの払込金額」+（「本新株予約権の取得価額（取得に要した売買手数料等を含みます。）」÷「権利行使により取得した株式数」）により算出した1株当たりの取得価額に対し「権利行使により取得した株式数」を乗じた額になります。

なお、株主の皆様が本新株予約権の無償割当て前から保有する当社普通株式について、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち(※)が株価に反映されますが、当該当社普通株式の課税上の取得価額には反映されません。

※ 上記「1-9. 本新株予約権の割当てに伴う当社普通株式の権利落ちについて教えてください」をご参照ください。

6 大量保有報告書の提出義務について知りたい

本項目では、大量保有報告書の提出義務に関し、当社の考えをお示いたします。

但し、株主の皆様が大量保有報告書の取扱いについては、株主様ご自身の責任におきまして、弁護士等の専門家及びお取引先の証券会社等にご確認くださいようお願いいたします。

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。)。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

6-1. 割当時における大量保有報告書の提出義務について教えてほしい

現行の制度に基づきますと、本新株予約権無償割当ての効力発生日である平成26年9月3日(水)時点におきまして、各株主様(金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を含みます。)の株券等保有割合が、(i)発行済株式総数の2.56%超5.0%以下である場合に新たに大量保有報告書の提出義務が、また、(ii)発行済株式総数の5.0%超である場合については変更報告書の提出義務が発生すると理解しております。大量保有報告書及び変更報告書は原則として、その提出義務が発生した日の翌営業日から起算して5営業日以内に提出することを要するため、この場合、平成26年9月10日(水)までに当該報告書の提出が必要となりますのでご注意ください。

なお、本新株予約権の割当てに伴う株券等保有割合につきましては、以下の計算式にて計算がなされます(以下、株券等保有割合にかかる計算は同様の方式となります。)

$$\text{株券等保有割合} = A/B$$

$$A = \text{保有株式数(保有者+共同保有者)} + \text{潜在株式数(保有者+共同保有者)}$$

$$B = \text{発行済株式総数} + \text{潜在株式数(保有者+共同保有者)}$$

※「発行済株式総数」とは、原則として保有者及び共同保有者が大量保有報告書又は変更報告書の提出義務を負った時点における当社の発行済株式総数をいいます。これを把握できない場合には、当社が公表した直近の発行済株式総数(当社の発行済株式総数については当社のホームページ又は当社の提出済の最新の有価証券報告書若しくはその後提出された直近の四半期報告書などをご参照ください。)を用いてください。なお、平成26年8月22日時点の発行済株式総数は199,715,644株であります。

「潜在株式数」とは、保有者及び共同保有者が大量保有報告書又は変更報告書の提出義務を負った時点において保有する新株予約権等の対象となる当社普通株式の数をいいます。なお、潜在株式数には、本件によって株主様に割り当てられた新株予約権を株主様が全て行使した場合に取得する株式数が含まれることにご留意ください。例えば、本件によって新株予約権を100個割り当てられた場合は、100株が含まれることとなります。

なお、上記は、株券等保有割合の計算の概略を示したものであり、個別の事情によっては、異なる計算方法を探らなければならない可能性がございます。株券等保有割合の計算は、株主様の責任において行っていただきますよう、お願いいたします。

6-2. 行使期間中の大量保有報告書の提出義務について教えてほしい

本新株予約権の行使期間中、保有者及び共同保有者以外の第三者による本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数が変動し、結果的に保有者及び共同保有者における株券等保有割合が1%以上増減することと想定されます。しかしながら、現行の制度に基づきますと、金融商品取引法第27条の23第4項に定義される保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない場合は、変更報告書の提出は不要である(金融商品取引法第27条の25第1項をご参照ください。)と理解しております。

6-3. 行使時における変更報告書の提出義務について教えてほしい

現行の制度に基づきますと、上記「6-1. 割当時における大量保有報告書の提出義務につい

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。)。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

て教えてほしい」に記載のとおり、新株予約権の割当てを受けた段階において、保有株式数に潜在株式数を加えて株券等保有割合を計算しますので、本新株予約権が行使されても株券等保有割合に増減はありませんが、かかる行使により保有する株券等の内訳に変更が生じるため、当該変更に係る株券等の数が発行済株式総数等(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第9条の2第1項において定義されます。)の1%以上である場合には、変更報告書の提出義務が生じるものと理解しております。

6-4. 売買時における変更報告書の提出義務について教えてほしい

現行の制度に基づきますと、本新株予約権者が本新株予約権を売買することにより、その株券等保有割合が5%を超える場合には、大量保有報告書の提出義務が生じ、また、株券等保有割合が1%以上増減した場合には、変更報告書の提出義務が発生する可能性があるものと理解しております。

なお、上記「6-2. 行使期間中の大量保有報告書の提出義務について教えてほしい」に記載のとおり、保有者及び共同保有者以外の者による新株予約権の行使により当社の発行済株式総数が変動し、結果的に保有者及び共同保有者における株券等保有割合が1%以上増減した場合であっても、金融商品取引法第27条の23第4項に定義される保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない限り、変更報告書の提出は不要であると理解しておりますが、当該1%以上の増減後に売買等を行った場合、直前の大量保有報告書又は変更報告書に記載された株券等保有割合を基準にして1%以上の増減の有無を判断する必要があることにご留意ください。

6-5. 行使期間終了時における変更報告書の提出義務について教えてほしい

現行の制度に基づきますと、未行使の新株予約権は、行使期間の満了に伴い失権(消滅)するものとされていることから、本新株予約権の行使期間の満了時において未行使の本新株予約権を保有する本新株予約権者につきましては、行使期間の満了時の本新株予約権の消滅に伴い、株券等保有割合が1%以上減少した場合には、変更報告書の提出義務が発生する可能性があります。なお、株券等保有割合の計算において当社が公表した直近の発行済株式総数を計算の基礎とする場合で、行使期間終了により確定し、当社が公表した当社の発行済株式総数を用いて計算した結果、株券等保有割合が1%以上減少した場合であっても、上記「6-2. 行使期間中の大量保有報告書の提出義務について教えてほしい」に記載したのと同様に、金融商品取引法第27条の23第4項に定義される保有株券等の総数の減少を伴わない場合は、変更報告書の提出は不要であると理解しております。また、行使期間満了後に発行済株式総数が開示された場合には、当該発行済株式総数が、公表された直近の発行済株式総数になりますので、本新株予約権者の皆様につきましてはご注意ください。

7 スケジュールについて知りたい

本件に係るスケジュールは以下のとおりとなっております。

お手続き等の漏れ、遅れ等がありませんよう、ご注意ください。

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておられません。)。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

項目	日程	備考
本新株予約権の無償割当ての権利付きの当社普通株式の最終売買日	平成26年8月28日(木)	本新株予約権の無償割当てを受けることを目的として、新規に当社普通株式を取得する場合は、株主確定日から起算して4営業日前の日までに買付けを行っていただく必要があります。
本新株予約権の株主確定日	平成26年9月2日(火)	株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特段のお手続きをお取りいただくことなく本新株予約権の無償割当てを受けることができます。
新株予約権の市場における売買可能予定期間	平成26年9月3日(水)から 平成26年10月24日(金)まで	後日東京証券取引所から正式な日程の発表がなされる予定です。当社でもプレスリリースにて公表をする予定ですので、ご確認いただければと存じます。
株主の皆様への新株予約権割当通知書の到着予定日	平成26年9月22日(月)頃	各株主様のお取引先の証券会社等に登録しております住所を送付先として、平成26年9月19日(金)頃を目途に、本新株予約権に係る株主割当通知書等を送付いたします。なお、本新株予約権の無償割当て及び上場は、当該通知の到達前に行われる予定です。
新株予約権に係る権利の行使期間	平成26年10月6日(月)から 平成26年10月31日(金)まで	本新株予約権の行使を希望する本新株予約権者の皆様につきましては、原則として、平成26年10月30日(木)の営業時間内までに、行使に必要な手続きを行っていただく必要がありますのでご注意ください。また、証券会社等によっては行使請求の取次受付期間が異なる場合がありますので、お取引先の証券会社等へ直接お問合せください。

8 本件の問合せについて

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。)。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。



本件のお手続に関する専用のお問合せ先

ライツ・オファリング専用コールセンター

0120-627-127(土・日・祝日を除く平日 10:00~17:00)

本書面は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成26年8月22日付提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておられません。)。なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含む)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。